

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
3 年 第 5 号	3. 1 1. 2 2	<p>県南地域における特別支援学校の新設に関する請願</p> <p>1 県南地域における特別支援学校の現状といばとくプラン</p> <p>茨城県における、特別支援学校の在籍者数は年々増加している。また、6～17歳人口と知的特支校在籍数の比率（全国障害者問題研究会茨城支部調べ、以下在籍比率）においても、過去15年以上の間、直線的に増加している。</p> <p>茨城県教育委員会は、児童生徒数が増加している知的障害特別支援学校の普通教室が不足している状況に対して、令和2年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」（以下、いばとくプラン）を策定した。この計画は、「直近3か年平均の転出入率及び進学率を加味しながら年次進行させて、各学年の児童生徒数を算出」した上で、対応を策定している。いばとくプランには在籍比率の増加傾向が加味されていない。よって実際にはプランが想定する以上の児童生徒数の増加が見込まれる。</p> <p>いばとくプランが施策対象とするつくば特別支援学校は、平成19年に在籍数180人規模で設置されたが、令和3年度現在の在籍数354人、職員数209人で県内第1位の大規模校である。また、いばとくプランで対応が明記されていない伊奈特別支援学校については、令和3年度で在籍数313人、職員数154人であり、県内3位の大規模校である。これらに対する、いばとくプランの対応は、つくば特別支援学校のみで、しかも「校舎を増築」することとなっている。当初「学校近隣の用地取得も検討」されていたが、これは叶わず、現状の狭隘な敷地内に、簡易な増築棟の設置で間に合わせる見込みとなっている。</p> <p>いばとくプランが課題とする教室不足の現状として、多くの学校でパーテーションで教室を仕切る対応をしてい</p>	個人	山 中 たい子 江 尻 加那 中 村 はやと	文教警察	不採択

る。また、当たり前のように特別教室が普通教室へと転用されて、体験によって学ぶという障害の特性に十分対応できない事態となっている。実際につくば特別支援学校では、普通教室に転用した特別教室をパーテーションで仕切って分割教室にしているのが現状である。「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」では、「3 設置基準に関する留意事項」において「適切な特別教室等を設置すべきであること」とし、「それぞれの諸室の機能を果たす上でも、独立して設ける必要がある」としている。よって、現状の転用教室を本来の正規の特別教室として機能させなければならないため、いばとくプランの示す施策よりさらに大幅な整備が必要と思われる。

2 大規模化の問題

また教室不足だけでなく、学校が大規模化すること自体の問題として児童生徒数に対する教員比率の減少が挙げられる。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によると、学級数の多い大規模校ほど1学級当たりの教員数が減っていく。大規模化は他にも、特別教室及び体育館、遊び場等の共用スペースの狭隘化、スクールバスおよび職員駐車場の狭隘化、運動会などのイベント開催の困難、給食調理室への過負荷、災害時の避難行動の困難、感染症予防に反するいわゆる3密など、安全衛生管理や組織運営上の困難を増加させる。

3 肢体不自由特別支援学校の整備の必要性

さらに、いばとくプランは知的障害児童生徒増加への対応のみとなっている。つくば特別支援学校の肢体不自由教育部門（以下B部門）の通学区域は県南教育事務所管轄圏内であり、広大であるが、つくば特別支援学校の位置はその北部となっている。B部門の児童生徒の通学条件は大変厳しい。県内には知肢併設のつくば特別支援学校を含めて3校しか肢体不自由対応の特別支援学校がない。人口増の著しい県南地域に通学しやすい肢体不自由障害対応の特別支援学校が必要である。

4 特別支援学校新設の必要性

もちろん教室不足への対応は緊急であり、いばとくプランが計画するつくば特別支援学校の増築は正当であるが、あくまで緊急の対応と位置付けるべきと思う。教育環境整備を増築で終わらせるのではなく、並行して学校規模の適正化を行う必要がある。つまり新たな特別支援学校が必要なのである。

以上を持って請願の趣旨とする。障害のある児童生徒にとっての本来あるべき教育条件のため、下記請願事項に特段のご高配をお願いする。

記

- 1 県南地域に特別支援学校を新設すること。